

(仮 訳)

プレス・リリース

2011年 6月 1日
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会が相対のカウンターパーティ信用リスクに係る
自己資本比率上の取扱いを最終化**

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は本日、相対取引のカウンターパーティ信用リスクに対するバーゼルⅢ上の自己資本賦課を見直す作業を完了し、最終化した。見直しの結果、信用評価調整、すなわち、その信用力の変動に伴うカウンターパーティの信用スプレッド(カウンターパーティの信用リスクの時価とも言われる)変動から生じる損失リスクについて微修正された。

バーゼルⅡでは、カウンターパーティのデフォルト・リスクや格付遷移リスクには対処していたが、信用評価調整(CVA)による時価損失には対処していなかった。しかし、金融危機の間、カウンターパーティ信用リスクによる損失のうち、大まかに3分の2がCVAの損失によるものであり、実際のデフォルトによる損失は約3分の1のみであった。

2010年12月に公表されたバーゼルⅢの枠組みは、標準的手法と先進的手法を含むCVAリスクの資本ルールを定めている。バーゼルⅢ公表時にバーゼル委は、標準的 CVAリスク資本賦課の水準と妥当性については、2011年第一四半期中の完了を目指に、最終的な影響度評価を行うと述べていた。

影響度調査は完了した。これにより、当初2010年12月のルール・テキストで定められた標準的手法は低格付のカウンターパーティとの満期が長い取引に対して不当に懲罰的である可能性があることが明らかになった。標準的手法と先進的手法の間のCCC格付のカウンターパーティに対する所要資本の差異を縮小させるため、バーゼル委はCCC格付のカウンターパーティに適用される掛目を18%から10%に減らすことに合意した。

カウンターパーティ信用リスクの自己資本規制上の取扱いに関するその他のあらゆる面は、2010年12月のバーゼルⅢルール・テキストと同様である。バーゼル委は、CVAリスク資本賦課の追加により、バーゼルⅢにおけるカウンターパーティ信用リスクの所要資本は全体としてバーゼルⅡ(すなわち、カウンターパーティ信用リスクに対する資本賦課はデフォルト・リスクに係る分のみ)の下で求められる水準の2倍になると推計している。CVAの修正を反映し、改訂されたバーゼルⅢの自己資本比率上の取扱いルールは現在国際決済銀行のウェブサイトで入手可能である。

バーゼル委は、清算機関(CCP)に対する銀行のエクスポートに係る所要自己資本を再検討しており、本年末前に2010年12月の市中協議案を最終化するつもりである。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

バーゼル委の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。